

社会福祉法人小城市社会福祉協議会 令和7年度 事業計画

I 基本方針

現在、我が国においては、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の約3割が高齢者となっています。今後も高齢者人口は増え続け、2040年にピークを迎えると試算されており、さらに少子化による労働人口の急減が同時進行で起こり、日本経済や社会保障の維持が危機的状況に陥るとされています。

また、福祉・医療・介護の分野では、サービスの需要がピークを迎える一方で、供給側の人手不足が懸念されています。本会においても、人材の確保が年々難しくなっており、実施している福祉事業をどのように継続していくか、大きな課題となっています。

このような中、年代を超えて様々な課題を抱える住民に対し、分野ごと（高齢者・障害者・生活困窮者・子育て世代）の専門の相談支援体制を整備しています。

昨年10月には、市より委託を受けて成年後見サポートセンターを立ち上げ、判断能力が十分でない方に関し、財産の管理や権利を擁護するための相談を受け付けています。また、重複した課題を抱える世帯に対し、包括的支援を行うために社協内の縦割りを解消して、職員間の連携を強化します。

今後も住民主体の原則を持ち、住民に寄り添った活動を実施するため、包括的な支援体制の構築を進めて、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、関係機関と協働して取り組んでいきます。

II 基本目標（第4次小城市地域福祉活動計画より）

1 気軽に相談できる環境づくり

福祉に関するわかりやすい情報提供や多様な生活課題に対して分野を問わず連携し、相談できる環境づくりを進めます。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域での見守りや支え合いの体制の推進と災害時の支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3 みんなで支える地域づくり

福祉の啓発と交流の場の普及や福祉教育・ボランティア活動を推進し、みんなで支える地域づくりを進めます。

Ⅲ 事業計画

区 分	主 な 事 業 内 容																
1. 法人運営事業 統括 平石 秋野 担当 鳥羽 増田 大田黒 光武 各支所	1. 理事会・評議員会の開催 5月 理事会 ・ 事業報告及び決算報告 6月 定時評議員会 ・ 事業報告及び決算報告 6月 理事会 ・ 会長・副会長の選任 6月 評議員選任解任委員会 ・ 評議員の選任 12月 理事会 ・ 補正予算 3月 理事会 ・ 新年度予算及び事業計画の審議他 ※その他、必要に応じて随時開催します。																
	2. 社協普通会员への加入促進 住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施のために区長会の協力を得て普通会员募集を行います。																
	3. 社協団体会員・賛助会員の加入促進 各福祉団体及び企業へ本会の趣旨を説明して、賛助会員の加入促進に努めます。																
	4. 日本赤十字社の事業促進と会費募集 日赤会費募集協力の依頼（区長会へ） 4月																
	5. 香典返し寄付者への弔慰品(線香セット)寄贈																
	6. 赤い羽根共同募金の推進（10/1～12/31） 共同募金・歳末たすけあい募金への協力依頼 （区長会、民生委員児童委員会、ボランティア団体等）																
	7. 社協だより（広報誌）の発行（年6回、奇数月）																
	8. ホームページの公開、情報提供 ホームページにより、広い世代に向けて社協だよりや各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をしていきます。																
2. 地域福祉活動事業 担当 佐々木 光武 各支所	1. 高齢者等福祉活動 ①ひとり暮らし高齢者緊急連絡先の調査 ②老人クラブ連合会活動への助成																
	2. 身障福祉活動 手をつなぐ育成会への助成																
	3. 児童福祉活動 ①児童遊園地施設整備（新設・補修・撤去費）への助成																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">予定件数</th> <th style="text-align: center;">助成率</th> <th style="text-align: center;">上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新 設</td> <td style="text-align: center;">1箇所</td> <td style="text-align: center;">工事費の2/3</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 修</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> <td style="text-align: center;">" 1/2</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">撤去費</td> <td style="text-align: center;">3箇所</td> <td style="text-align: center;">" 1/2</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	予定件数	助成率	上限金額	新 設	1箇所	工事費の2/3	300,000円	補 修	2箇所	" 1/2	80,000円	撤去費	3箇所	" 1/2	50,000円
区 分	予定件数	助成率	上限金額														
新 設	1箇所	工事費の2/3	300,000円														
補 修	2箇所	" 1/2	80,000円														
撤去費	3箇所	" 1/2	50,000円														

区 分	主 な 事 業 内 容
	<p>②新生児への誕生記念品の贈呈 年間約400冊を贈呈予定。(出生届時) 5種類の中から1冊を選んでいただいています。特に仕掛け絵本が好評を得ています。</p> <p>4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成</p>
<p>担当 井上 松尾</p>	<p>5. ボランティア活動</p> <p>①ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整)</p> <p>②小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援</p> <p>③小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援</p> <p>④小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円を助成します。 (1団体)</p> <p>⑤ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *福祉教育支援ボランティア養成 児童を対象に実施している福祉教育に携わっていただけるボランティアの養成を行います。 *災害ボランティアセンターに関する研修 ICTを活用した災害ボランティアセンターの運営研修会を行います。</p> <p>⑥福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童や生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただき、プログラムに基づいた「福祉の学び」を提供します。福祉団体、個人、社協の協働で、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて福祉教育の推進に努めます。</p>
<p>担当 井上 嘉村 内川</p>	<p>6. 小城市支えあいセンター事業 令和6年度(1月末現在)は、164名の利用者と80名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を1,550件行いました。 利用者の要望として付き添い支援を希望される方が引き続き増えているため、協力できるボランティアを育成します。また、地域に住む高齢者や障がい者の日常生活におけるちょっとした困りごとにも対応できるよう住民相互の助け合い活動を推進します。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
担当 佐々木 各支所	7. 福祉育成・援助活動 ①地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 （1地区3万円以内として最長5年間助成し、終了した地区に対し1万円以内として助成します。） ②保護司会・遺族会への助成 ③弁護士無料法律相談所の開設（毎月1回、各町回し）
担当 増田 各支所	④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援 総会 4月に開催 役員会 年5回開催 ⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援 単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。 民生委員からの気付き情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。
担当 佐々木 大田黒	8. 権利擁護相談支援 ①福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート） 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力に不安を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等を行います。 契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。 また、専門員や生活支援員への計画的な研修等を実施し、利用者へのサービス向上に努めます。 ②小城市成年後見制度利用促進事業 小城市成年後見サポートセンター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として成年後見制度を周知することを目的に、地域住民や関係機関を対象とし研修会等を通して広報・啓発活動を行います。 また、新たに地域連携ネットワーク構築に向けた会議を開催し、各関係機関と連携し、小城市版の体制づくりを進めます。
担当 井上 各支所	9. 愛の一声運動推進事業 社協の独自事業として、訪問連絡員によるひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。 民生委員・児童委員と協力し事業を展開していきます。連絡員への研修は支えあいセンターの研修と併せて行います。

区 分	主 な 事 業 内 容
3. 福祉資金貸付事業 担当 佐々木 永渕 中島 各支所	1. 県社協生活福祉資金の相談受付 金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に相談援助を行います。 また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、重点的に相談援助（フォローアップ事業）を行います。 2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円） 貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。
4. 市受託事業 担当 陣内祐 西原 古賀和	1. 小城市元気アップ複合プログラム事業「南部生きがいサークル」 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に介護予防・フレイル予防を行うサービスを提供し、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援を行います。 ①運動機能向上 「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。 ②生きがい活動支援（認知症予防） レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけるように支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。 ③社会参加の機会の提供 こども園、小・中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。 ④高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ 地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。 ⑤事業の周知 民生委員・児童委員会定例会へ出席し事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。 ⑥事業休止時の対応 自然災害や感染症の影響により事業が休止された際は、電話で生活状況や体調面について聞き取りを行い必要などときには関係機関と協力し支援を行います。
担当 陣内祐 西原 古賀和	2. 小城市オレンジサロン事業（認知症初期）「たいよう」 認知症初期の人の交流・活動の場とし、正しい知識や適切な支援を提供することで、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続でき、家族の介護負担の軽減となるよう支援していきます。

区 分	主 な 事 業 内 容
	<p>①利用者及び家族の相談対応 利用者・家族からの相談に応じ、医療・介護・福祉等の情報提供や適切な支援を行います。</p> <p>②認知症初期の予防 レクリエーション活動や創作活動を通して他者との交流の場を増やし、日中活動の充実を目指します。また、様々な道具を用いながら体操を行うことで運動機能の向上を図ります。</p> <p>③関係機関との連携 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めます。</p> <p>④オレンジサロン事業の周知 民生委員児童委員協議会定例会や地域のふれあいサロン、老人会等へ出席し、オレンジサロン事業の周知を行います。</p>
<p>担当 刈野木 橋本</p>	<p>4. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送） 利用対象者は、身体・療育・精神の各手帳所持者で要件に該当する方や要介護認定の方で公共交通機関を利用することが困難な方です。 令和7年4月1日より運送料金の改定を行います。対価の目安は当該地域に適用されるタクシー運賃の約5割程度に設定されます。（令和7年3月末まではタクシー運賃の約3割程度）</p>
<p>担当 野田 秋山</p>	<p>5. ふれあいサロン事業 保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。</p> <p>①相談支援（ニーズ把握・つなぎ支援） 物忘れ等の気がかり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。（長谷川式スケールで早期発見への取り組み）</p> <p>②ふれあいサロン交流会の開催 サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。</p>
<p>担当 船津 山田 木塚 中村 西山</p>	<p>6. 子育て相互支援事業（ファミリーサポート・センター事業） （子どもの一時預かり、送迎、家事支援）</p> <p>①軽度の病気・病後児の託児</p> <p>②育児サポーター養成講座及び研修会の開催 多様なニーズへの対応ができるように24時間の講習と子育てサロンで半日実習を行います。</p> <p>③利用料補助</p> <p>7. 地域子育て拠点事業</p> <p>①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応できるサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。</p> <p>②子育ての悩み相談（随時）</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
担当 平石 原 須川 深町	<p>8. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営</p> <p>9. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営</p> <p>市民の利用ニーズの高い子育て広場や高齢者、障がい者及び生活に困窮されている方たちに対し、相談の場として市民が安心して利用できるような施設運営に努めます。</p>
担当 土岐 陣内康 大垣内 古賀聖 野中 龍野	<p>10. 小城・多久障害者相談支援センター事業 （小城保健福祉センター「桜楽館」に設置）</p> <p>①障害者相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業所、関係機関等との連携で地域生活を支援します。 <p>②地域生活支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の相談体制を継続します。 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急事態等において実施主体である小城市・多久市と共に必要なサービスのコーディネーターや相談への対応等を行います。 ・緊急時における支援体制構築及び強化に向けた研修会を開催します。 <p>③障害者虐待防止センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方への虐待に関する相談・通報等を受け付け、虐待の防止や早期発見、必要な支援等を行います。 <p>④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。
担当 佐々木 永渕 中島	<p>11. 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。</p> <p>①相談窓口の設置</p> <p>小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。</p> <p>②自立支援計画の策定</p> <p>プランを作成し本人にそった支援を行います。</p> <p>③任意事業受託先との連携</p> <p>令和4年度より実施している「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の受託先の佐賀県社会福祉士会、グリーンコープ生活協同組合さがと連携し包括的な支援を行います。</p> <p>④住居確保給付金の支給</p> <p>離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の支給を行い、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
	<p>⑤関係機関等の連絡・調整 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。</p> <p>⑥食糧支援事業 事情により一時的に食糧支援が必要となった世帯に対して、食糧の提供を行います。</p>
<p>5. 介護保険事業 担当 刈野木 牧瀬</p>	<p>1. 居宅介護支援事業（芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置）</p> <p>①運営方針 認知症や単身世帯、医療ニーズの高い人など、さまざまな状況にある高齢者に対し、必要なサービスが提供できるように支援していきます。</p> <p>②内容 相談援助、ケアプランの作成、サービス調整、定期訪問、モニタリング、更新認定調査、住宅改修支援等を行います。</p> <p>③支援方法 主任介護支援専門員1人、介護支援専門員1人 計2人で対応。 要介護1から要介護5までの介護認定者に対し、心身の状態を確認し、利用者・家族の意向を尊重し、課題分析を行い、介護予防・重度化防止を目指し支援を行います。</p> <p>④目標 居宅サービス計画作成： 当事業所の月間取扱目標件数を60件。また、令和6年度介護報酬改定により、感染症や災害への対応力強化、高齢者虐待防止の推進について、定期的な研修や委員会を開催し報酬減算とならないように実施していきます。</p>
<p>6. 中部広域連合受託事業 担当 刈野木 石丸 北村昌 前田 北村裕 山口 生山 末岡</p>	<p>1. 地域包括支援センター（包括的支援事業） （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） 小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南） 牛津町・芦刈町の高齢者等を対象</p> <p>①介護予防ケアマネジメント業務 要支援1・2および事業対象者（基本チェックリスト該当者）が行いたいことや出来るようになりたいことを目標に、地域の中で自立した生活が送れるよう支援を行います。</p> <p>②総合相談支援業務 高齢者の介護や福祉などに関する相談や必要な支援を把握し、適切な制度や関係機関と連携が出来るよう専門職が支援を行います。</p> <p>③権利擁護業務 成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止のための支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
	<p>④包括的・継続的ケアマネジメント業務 高年齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう介護サービス事業者や医療・行政機関とのネットワークづくりを行います。 また、地域の介護支援専門員の活動を支援します。 （地域ケア会議年10回開催予定、個別事例検討、出前講座）</p> <p>⑤生活支援コーディネーター業務 高年齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう、集いの場や通いの場、ボランティアサークルなどとマッチングを行います。 地域の様々な機関や団体と連携して、支援体制の構築を進めます。</p> <p>⑥認知症地域支援業務 認知症地域支援推進員を中心として、医療や介護サービスなどがうけられるよう関係機関と連携し、状態に応じた適切な支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。 認知症地域支援推進員は、事業推進のため、市の認知症政策と一体となって地域における「認知症理解の促進」を行います。 （認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施等） 認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みづくりを行います。 （チームオレンジコーディネーター配置等）</p>
7. その他	<p>1. 感染症に向けた対策について 当協議会で行っている事業について感染対策に十分注意を行い、利用者が安心して参加できるように努めます。</p> <p>①人が集まる事業については、検温や手指消毒などの感染症対策について協力してもらおうように努めます。</p> <p>②感染者が拡大したときは、休止も含め行政と協議を行い、まん延防止に努めます。</p>